

お知らせ Information

NO.93

2026年4月施行
道路交通法の改正について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、2026年4月施行の改正道路交通法では、16歳以上を対象とした「青切符」制度（違反金制度）が導入されるほか、車が自転車を追い越す際に1.5m以上の間隔を確保することも義務化されます。

また、2026年9月からは生活道路の制限速度が30km/hへ引き下げられることも決まっております。

交通事故や違反のないよう法令をご遵守いただくと共に、ご家族や同僚など周りの方にも周知くださいますようお願いいたします。 敬具

記

1. 自転車の青切符（違反金制度）導入

一. 警告を経ず青切符処理される違反行為

- a. ながらスマホ（反則金 12,000円）
- b. 遮断踏切立入り（反則金 7,000円） ほか

二. 違反の結果、交通への危険があったり事故の危険が高まっている場合に青切符処理される違反行為

- a. 信号無視（反則金 6,000円）
- b. 2人乗り（反則金 3,000円）
- c. イヤホンの使用（反則金 5,000円） ほか

※ 詳しくは別紙をご覧ください

2. 自転車を追い越す際の安全な側方間隔の確保

車が車道を同一方向に走行中の自転車の右側を通過する際、自転車との間に十分な間隔（1.5m以上）がないときは、その間隔に応じた安全な速度（徐行）で進行しなければなりません。

違反すると反則金（普通車7,000円）や違反点数（2点）が課せられます。

〈協同組合青森総合卸センター〉